

監事監査報告書

平成30年5月8日

学校法人名古屋学院大学

理 事 会 御中

評議員会 御中

学校法人名古屋学院大学

監事 因田義男
監事 山岡公美

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人名古屋学院大学寄附行為第8条第2項の規定に基づき、学校法人名古屋学院大学の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日）の業務及び財産の状況について監査を行った。

私たちは、監査に当たり、学校法人名古屋学院大学監事の監査規程に準拠し、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、業務監査については、監査室と連携し、会計監査については、有限責任監査法人トーマツから私立学校振興助成法に基づく監査の状況について説明を聴取するなど、本学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べるに当たり必要と認めた監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上